

令和5年度第2回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

1 日時 令和6年1月12日（金） 午後2時00分から

2 場所 千葉市役所新庁舎3階 L会議室303

3 出席者

(1) 福祉有償運送運営協議会委員

加藤委員、山崎委員、松浦委員、佐川委員、田口委員、渡邊委員、白井委員（会長）

(2) 事務局

高齢福祉課：清田課長、田中主査、早崎主任主事

4 議題

(1) 更新登録申請について（2件）

5 議事の概要

(1) 更新登録申請について

ア 資料1-2に基づき更新登録申請事業者が説明後、質疑を行った。

イ 更新登録申請事業者の説明、質疑後に申請内容について協議、採決を行った。

(事務局)

委員の皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第2回千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます事務局の高齢福祉課 早崎と申します。よろしくお願いいたします。

本日ご出席の委員数は、総数7人のうち「7」人で、本協議会設置条例第5条第2項の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議題は「更新登録申請」2法人を予定しております。「申請事業者の協議」については率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、千葉市情報公開条例施行規則第12条により非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様には、ご了承いただきたいと存じます。

また、その際、申請事業者（及び傍聴人）は退室していただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の申請事業者のうち「特定非営利活動法人 健康友の会なのはな」の「申請事業者の協議」については、理事長を務めております委員の渡邊様におかれましても、ご退室をお願いいたします。

それでは始めに、高齢福祉課長の清田よりご挨拶を申し上げます。

(清田課長)

皆さんこんにちは。高齢福祉課長の清田でございます。

本日はお忙しい中、お越しいただきまして誠にありがとうございます。

本日の審査でございますが、先ほど事務局から申し上げましたとおり、更新申請2件でございます。また、資料で配布させていただいておりますが、近年の物価高騰、燃料費の高騰に伴い、福祉有償運送事業者様におかれましても、費用負担の高騰がおきているということを受けまして、介護サービス・障害福祉サービスの訪問サービスに準じました、助成金の創設をいたしました。これにつきまして今回、審議が終わりましたら、事務局の方から簡単に制度のご紹介をさせていただきたいと思っております。では、本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、白井会長に議事進行をお願いしたいと存じます。白井会長、よろしくお願いいたします。

(白井会長)

それでは皆様、改めましてこんにちは。高齢障害部長の白井でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、能登半島地震におきましてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、次第に沿って本協議会を進めてまいりたいと思います。ご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、更新登録申請についてです。事務局より、事業者へのヒアリングおよび協議の流れについて、説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の高齢福祉課、田中と申します。よろしくお願いいたします。委員の皆様には、事前に資料1-2「事業者申請概要」を郵送させていただき、事業者及び申請内容等についてご覧頂いておりますが、これから事業者に申請内容等について説明をして頂いた後、質疑応答を行います。

事業者へのヒアリング終了後、協議及び承認の可否を諮りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、協議会終了後に回収させていただきます。以上になります。

(白井会長)

それでは、議題(1)「更新登録申請」についてヒアリングを実施します。

申請事業者「特定非営利活動法人 健康友の会なのはな」さん、お願いします。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

資料1-2に沿って説明

(白井会長)

それでは、ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(山崎委員)

事業者申請概要を見ると、運送の対象ところで対象者が0人のところもありますが、これは現在対象は誰もいないけれども、これから来るかもしれないから申請をするということでしょうか。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

はい、そうです。

(山崎委員)

わかりました。

(白井会長)

他にご意見ある方はいらっしゃいますか。

(山崎委員)

もう一点よろしいでしょうか。運送回数は、迎えに行つて1回、帰つてきて1回ということ

でしょうか。

(特定非営利活動法人 なのはな)

はい、そうです。行くのに1回、帰りに1回ということで、一往復すると2回ということですよ。

(山崎委員)

令和2年度に運送回数が少し減ったのはコロナが原因でしょうか。

(特定非営利活動法人 なのはな)

はい、そうですね。

(山崎委員)

今後はもっと需要は増えると思いますか。

(特定非営利活動法人 なのはな)

はい、増えると思います。

今、ボランティアさんが少し足りないということで、何とか増やしたいと考えております。

(山崎委員)

今後の課題というのはなにかありますか。

(特定非営利活動法人 なのはな)

今後の課題というところでは、特にケアマネ事業所さん、あんしんケアセンターの方から知的障害者だとか基本チェックリスト該当者、その他の障害を有する者も含めて依頼がきており需要があるので、安心して移送できるよう、ドライバーさんの技術と利用者さんを安全に移送できるということが確認できる範囲で、要望に応じていけるよう、みんなで検討して、対象を広げて頑張っていこうと思っております。

(山崎委員)

今後も運転には気を付けていただければと思います。

(特定非営利活動法人 なのはな)

私たちも高齢で、高齢者の方が高齢者のために、一生懸命頑張っているのでも、ボランティアさんが疲れて事故が起きないように、ドライバーさんのできる範囲でやるようにしています。また、暗くならないよう、遠くに行くことはなるべく控える等、ドライバーさんの体力に応じて安全に移動できることを確認しながら、それから利用者さんが安全で安心して移送できるという範囲でやっております。

(山崎委員)

今、暗くならないようにというお話がありましたけど、朝何時ごろから夜何時ごろまでやっておられるんですか。

(特定非営利活動法人 なのはな)

予約を受け付けるのは大体朝9時から午後3時半ぐらいの時間です。

(松浦委員)

夜間は対象にしていないのですか。夜間だからこそ要望したいという人たちもいるのではないかと思います。

(特定非営利活動法人 なのはな)

要望はあると思いますが、ちょっと危険なので夜間はやっていないです。夜間についてはプロにお任せしたいと思っています。

(松浦委員)

要介護と要支援の対象者がすごく多いと思うのでこれからもっと要望が増えるんじゃないかと思っています。そのためにはできる限り広い範囲で対応していただければと思います。

(白井会長)

いろいろとご意見等いただいておりますが、他にご質問等ございますでしょうか。

(山崎委員)

利用をお断りするようなことはあるんですか。

(特定非営利活動法人 なのはな)

あります。例えば利用者さんが1人でなかなか乗っていただけない方、あとは非常に発熱している方等はお断りさせていただいています。こちらの運転手さんも安心して、輸送できるというを確認できる方でないと、責任を持って行えないということもありますので。

(山崎委員)

知的障害者が0人になっているのは何か理由がありますか。

(特定非営利活動法人 なのはな)

知的障害者は以前いましたが、今回のリスト作成の時はいなかったため0人になっています。障害の方からもやってくださいますかという要望はございましたので、今回の更新で対象の範囲を拡大したいと思い申請しました。

(白井会長)

他にはよろしいですか。

(佐川委員)

2点ほどお願いいたします。1点目は、車両が5台以上の特定事務所になっておりますので、乗務前と乗務後にアルコール検知器を用いてのアルコールチェックが義務化されておりますけれども、やってくださっているということで間違いないでしょうか。

(特定非営利活動法人 なのはな)

はい、乗車前と乗車後に各自が所有しているアルコールチェッカーで確認して、チェック表に記入するようにしております。

(佐川委員)

そちらはぜひとも継続していただきますようお願いいたします。

2点目が、同じく車両が5台以上の特定事務所になりますので、今までは警察の方から通知が来てた、安全運転管理者の研修を運行管理の責任者の方が受けたと思いますが、令和4年から制度改正がありまして、今後は運行管理責任者の方は、例えば、自動車事故対策機構という独立行政法人の方でやっている運行管理の一般講習を受けていただくこととなっております。

ちなみに、令和4年度は、警察の講習の方は受けられておりますか。

(特定非営利活動法人 なのはな)

はい。

(佐川委員)

それであれば、今年度までは受けなくていいという猶予があるので、令和6年度から2年おきに一般講習を受けていただきますようお願いいたします。

(特定非営利活動法人 なのはな)

はい、わかりました。

(白井会長)

よろしいでしょうか。それでは、他にご質問等ないようですので、以上でヒアリングを終了にしたいと思います。

特定経営活動法人 健康友の会なのはなさん、本日は誠にありがとうございました。

※申請事業者についての協議内容は非公開

(白井会長)

続きまして「更新登録申請」についてヒアリングを実施します。

申請事業者「社会福祉法人 首都圏 光の村」さん、お願いいたします。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)

資料1-2に沿って説明

(白井会長)

それでは、ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(山崎委員)

今回複数乗車ということで、施設～都賀間に加えて施設～千城台駅間を追加となっていますが、これはもう行っておられるのでしょうか。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)

はい、もう行っております。

(山崎委員)

セダンが2台ということで、最大7乗車ということですが毎日14人輸送しているということでしょうか。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)

通常は1台しか使用していません。福祉有償運送以外の目的で車を使用していることが時々あるので申請は2台させていただいておりますが普段は基本的には1台のみ使用しております。また、最大7乗車としておりますが基本的には通所の方は現在6名なので実際には基本的には6人で複数乗車しています。

(山崎委員)

輸送中に利用者の方が騒ぎ出されるなどそういうことはないでしょうか。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)

基本的には、騒いでしまったり、精神的に不安定な方については職員の近くに乗っていただくようにしております。

(山崎委員)

付き添いの方が同乗しているということですか。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)

いいえ、いつも同じ利用者の方が乗っているのです。基本的には運転手1人です。具合が悪い方がいるなどの場合は付き添うこともあります。普段の時は特に付き添いはないです。

(山崎委員)

もう1点、これは数値的な話ですが、令和2年度だけ一気に輸送回数が減っていましたがこれはコロナの影響でしょうか。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)

そうですね。コロナの影響で通所を一時期辞めて自宅待機していただいた時期があり、また自宅に帰る回数も減ったためです。

(山崎委員)

福祉有償運送を行う上で、コロナもそうですが今ガソリン代の高騰などいろいろな課題があると思います。光の村さんはどのような課題がありますか。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)

職員がなかなか少ないもので、どうしても1人でいかなければいけなくなっており、時間的にも職員数が少ないことで大変なことがあることが課題です。

(山崎委員)

今までは運送区間が施設～都賀駅までだったと思いますが新たに千城台が追加されたのはどうしてでしょうか。またいつからでしょうか。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)

以前までは都賀のみでしたが、千城台に昨年転居された方がいたので、昨年からは千城台も追加しております。

(山崎委員)

わかりました。

(白井会長)

他にご意見、ご質問ある方はいらっしゃいますか。

(佐川委員)

すみません、引き続き対価の部分について私、国の職員でございまして制度面でのお話をさせていただきます。

この対価なんですけれども、実は変更なさる場合は事前にこういった協議会を開いて、協議が調ってから始めていただくというのが原則となっております。

今回の場合、千城台を追加される際はこういう場で追加したいですという協議を本当は諮る必要がありましたが、もうやっているものについては今回はしょうがないとして、今後はきちんと自治体の方へまずはお相談していただいて、協議を諮るようきちんとプロセス踏んでいただくようお願いいたします。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)

わかりました。例えば、今後もっと違うとこに転居された方を送迎する場合には、その前に協議に諮るということですか。

(佐川委員)

そうですね。やり方の1つとして、今後転居などでいろんなところに乗降車地が点在されるよ

うであれば、例えば走った距離1キロで何円というように距離制にしてしまえば、誰がどこへ引っ越そうと関係なくなります。今はもう区間が固まってしまっており、この場合だと例えば誰かが転居して別の区間を追加する必要がある場合にいちいち協議を諮らなければいけなくなります。制度上距離制にするという方法もありますのでご検討ください。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)
わかりました。

(加藤委員)
この既存の区間の運賃設定と、ここから外れた場合の距離の設定をするというように併用するのは可能でしょうか。

(佐川委員)
それも可能です。

(加藤委員)
それであれば現在の料金形態に加えて、距離制でも料金設定をしておけば急遽転居等なった場合は、そちらで対応することもできるかと思います。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)
はい、わかりました。検討したいと思います。ありがとうございます。

(白井会長)
他にご意見等ございますか。

(渡邊委員)
運送を必要とする理由を見ていると、相当大変だという風に感じますが、ドアツードアじゃなくてあくまでも駅まではご自分で向かわれていらっしゃるのですか。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)
はい、ご自分で来られる方もいらっしゃいますが保護者の方が送ってこられるなどして、あくまでも駅まではご自身で来ていただいております。

(渡邊委員)
これまでにドアツードアのご希望は利用者の方からは特に出たことはないでしょうか。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)
保護者の方からはそういう希望もありましたが、やはり職員の人材不足と時間的にもドアツードアだと回らなくなってしまうので、今のところドアツードアは考えてないです。

(渡邊委員)
先ほど運転手のみの乗車ということでしたが、これまでにてんかん発作とかで收拾がつかないというようなことはなかったのでしょうか。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)
今までは特にそういったことはないです。

(渡邊委員)
わかりました。ありがとうございます。

(白井会長)
他にご意見等ございますか。

(田口委員)
先ほどの話とちょっと被るところもあると思いますが、職員が足りないというような話で今運転手登録している4名の方は結構長くやられているのでしょうか。

(社会福祉法人 首都圏 光の村)
長くやられている職員になります。

(田口委員)
わかりました。今、バスやトラック、タクシーでも運転手不足が深刻化していて頻繁に入れ替わるといったようなことが起きていますが、光の村さんでは今運転手登録されている方が安定して長く行っているということは安心できる部分ではあるかと思えます。

(白井会長)
他にご質問等はありませんか。無ければ、以上でヒアリングを終わりにいたします。
「社会福祉法人 首都圏 光の村」さん、本日はありがとうございました。

(白井会長)
それでは、申請事業者についての協議及び更新の可否に移ります。

※申請事業者についての協議内容は非公開

(白井会長)
最後に、次第3「その他」について、委員の方々からご説明事項など何かございますか。

(山崎委員)
私から一つあります。令和2年度に福祉有償運送補助金ということで立ち上げ補助が上限20万円、運営補助が上限10万円という制度あると思いますが、福祉有償運送事業者は実際には全然増えていないかと思えます。補助金を出しますよと言いながら、そして先ほどなのはなさんからも話がありましたようにニーズはどんどん増えているといいながら、福祉有償運送の登録法人が全然増えていないのが現状です。

要介護や要支援などがもっと増えてくる中でもっと福祉有償運送事業者も増えてもいいのではないかと思います。実際にこの補助金はどのくらい使われているのか伺いたいと思っています。

また最後に今から説明があるかもしれませんが、資料に物価高騰対策支援金の概要というのがありますのでこれも合わせて説明いただければと思います。

補助金があるのに補助金を受けてくれるNPO法人等が増えない理由は何か、千葉市だけでなく、例えば横浜とか広島とか、他の自治体は福祉有償運送の法人が増えているというような実態があるのかについて、もしわかれば教えていただきたいです。

(白井会長)
では、事務局お願いします。

(事務局)
はい。この補助金については、今お話ございましたとおり、立ち上げ時そして運営時に分けて補助金を交付しております。

実際に補助金の対象となるのは、本日審議いただきました事業者さんを例で申し上げると、首都圏光の村さんのように一般の地域の方を運送するのではなく、その法人が運営する障

害者施設、事業所などの利用者限定して運送している場合は補助金の対象にしておりません。最初にご審議いただいた、なのはなさんのように地域の方の運送をしていただいている場合に補助金の対象としております。

次に、運輸実績ですが、昨年は2事業所のみになっております。

また新規の参入については補助金交付する形にしておりますが、新規の参入は、ここ数年なく伸び悩んでいるところでございます。

先ほど委員がおっしゃいました通り、ニーズが高くなってきていることは我々も感じており、このままでいいとは思っていません。コロナが五類に変わり、まだ感染防止について気にしている事業所もありますが、他市の事例を把握し、他市で福祉有償運送の事業所が実際に増えているところがあれば、その事例を学びながら、これまでのやり方以外の周知の仕方等を取り入れていきたいと考えております。

そしてもう1つの、物価高騰に関する補助金は、この後、改めてご説明申し上げます。

(白井会長)

ありがとうございます。他に委員さんから何かございますか。

(白井会長)

何かあれば後ほど、挙手いただきたいと思っておりますけれども、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

まずはじめに、先ほどお話にありました物価高騰対策支援金について報告いたします。昨年度、高齢者施設や障害者施設と同様、福祉有償運送事業者においてもコロナ禍における物価高騰の影響に直面していることから、登録法人の事業所に対して、車両燃料費の負担増に対する支援（1台あたり6,000円）を実施しておりましたが、今年度も引き続き支援を実施しております。すでに上半期（4月～9月）で1台あたり6,000円の支援金を給付しており、下半期（10月～3月）においても同様に1台あたり6,000円の支援金を給付予定です。

下半期のご案内の方はまだ決まったばかりでして、各事業所さんの方にはまだ、今回の分はご案内ができてない状態ですので、早めに業者さんの方にご連絡して、申請いただくということを予定しております。説明については以上になります。

(白井会長)

はい、ありがとうございます。

何かご不明な点等、確認しておきたいことはございますか。

(山崎委員)

なぜ6,000円かというのに理由はありますか。

(事務局)

こちらの補助金は、千葉市だけでなく千葉県なども事業所に対しては行っており、訪問介護事業所の車両などには6,000円と決まっております。これは介護の事業者の実態調査、厚生労働省の調査とかを基に物価の上昇率を加味して弾き出した物価高騰分なのでちょっと金額の高い少ないがあるかもしれませんが、高騰分が1台あたり6,000円になったと聞いています。

(事務局)

若干補足させていただきますと、今お話がありましたとおり、介護の事業所などの実績や平均的な数値を基に算定しておりますが、福祉有償運送の場合には、運行の形態や距離などは訪問事業所といくつか違いがございます。しかし、実際の運行距離を申請してもらい、距離に応じてお支払いするなどすると手続きが非常に煩雑になるということもございますので、1台当たりいくらという見方によっては補助金の交付の方法としては精査してない大雑把な支給方法というような批判もあるかもしれませんが、速やかな支給のために1台6,000円という固定し

た額で決定したものでございます。以上です。

(白井会長)

よろしいでしょうか。

(事務局)

次回の協議会のスケジュールについてご説明させていただきます。

現在、千葉市で登録のある事業者のうち直近で更新が予定されている事業者は令和6年7月となるため、次回の開催は令和6年5～6月頃に開催する予定です。更新を予定している事業者は1団体となりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

(白井会長)

ありがとうございます。また、その時期になりましたら、事務局よりご案内を差し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本協議会は終了とさせていただきます。長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。